

平成 16 年 8 月号



保険かわら版

有限会社ビッグワン

小林 淳一 佐藤 達哉 堀野修司 山本康博
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-16-16-302
TEL 0120-866-413 FAX0120-866-414
E-Mail:bigone-a@bigone-gp.com
http://www.bigone-gp.com

道路交通法改正の内容（段階的な施行）～安全運転のポイント～

運転中の携帯電話使用への罰則強化や中型免許の導入、違法駐車に対する放置違反金の導入などを盛り込んだ改正道路交通法が成立し、平成 16 年 6 月 9 日に公布されました。今回の改正の主な内容は、次の 6 項目で、平成 19 年 6 月 8 日までの 3 年間に段階的に施行されます。

運転中の携帯電話の使用への罰則の新設 「共同危険行為」や「騒音運転」等への罰則強化 飲酒運転取締りで呼吸検査を拒否した運転者への罰則強化
高速道路での二輪車の 2 人乗り運転の解禁 普通免許と大型免許の間に 5 トン以上 11 トン未満の車の運転ができる中型免許の導入 違法駐車対策の強化

平成 16 年 12 月 8 日までに施行される項目

運転中の携帯電話の使用にも罰金が

運転中に携帯電話を手を持つなどして会話したりメールの送受信など画面を注視するだけで 5 万円以下の罰金が科せられます。カーナビの使用は、従来どおり、危険を生じない限り違反にならない。

共同危険行為等に対する罰金強化

従来、共同危険行為等の禁止については、実際に交通の危険や迷惑行為が確認された場合のみ罰則が適用されてきました。しかし、これでは被害者等の証言などが必要なことから、結果的に暴走族の横行を許してきた経緯があります。そこで、今回の改正ではたとえ迷惑を被ったり危険にあった者がいなくても、「2 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金」が科せられます。

騒音運転に罰則を新設

「急発進」「急加速」「空ぶかし等」などの他人にとって迷惑な騒音を生じさせる運転行為に対して、改正により新たに「5 万円以下の罰金」が科せられることとなりました。

消音器不備に対する罰則強化

消音器をつけていないか消音器を改造した車を運転した場合の罰則が、従来の「2 万円以下の罰金または料料」から「5 万円以下の罰金」に引き上げられます。

「酒気帯び検査」拒否への罰金を最高 30 万円に

現在、酒酔い運転に対して「3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金」、酒気帯び運転に対しては「1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金」となって、飲酒運転事故が減少傾向にありますが、その反面、飲酒運転取締りで酒気帯びの呼気検査を拒否する運転者が増えています。この理由のひとつとして、現行の呼気検査拒否の罰則「5 万円以下の罰金」の方が安いという計算が働いているからと考えられます。そこで、呼気検査拒否も同額の「30 万円以下」に引き上げられました。

平成 17 年 6 月 8 日まで施行される項目

高速道路での自動二輪車の 2 人乗り解禁

平成 18 年 6 月 8 日まで施行される項目

違法駐車に対する使用者への放置違反金の導入
取締業務の一部の民間への委託を可能に

平成 19 年 6 月 8 日まで施行される項目

中型免許の導入